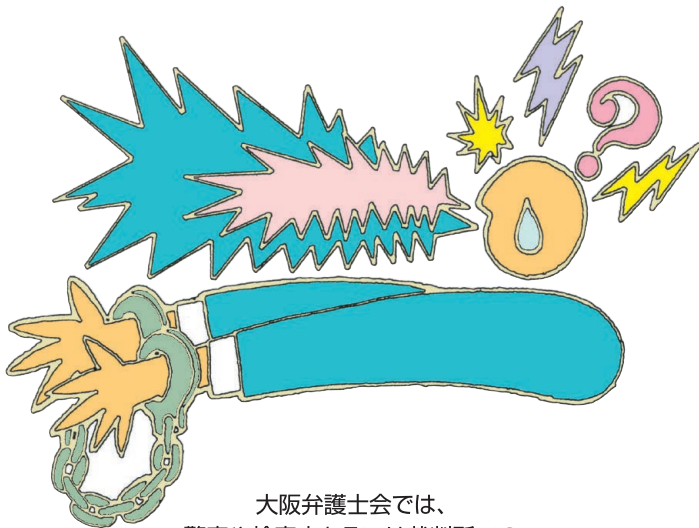


逮捕 勾留された あなたに!

当番弁護士制度

ある日、突然、あなたが逮捕・勾留されたらあなたは
突然の異常な体験に、驚きと恐怖の中で、
とまどうばかりでしょう。

その時こそ弁護士が必要なのです。



大阪弁護士会では、
警察や検察庁あるいは裁判所での
取り調べや処置をより適正なものとするため、
逮捕直後のあなたやあなたの家族・知人からの
電話などによる一報により、待機中の弁護士が
あなたと面会するためかけつけます。
そして、あなたのおかれている立場や
あなたが憲法や法律により守られている権利など
につき説明します。

あなたや、あなたの身の回りの人に「もしも!」のことが
おきた時には、とても大切な制度です。ぜひこの**当番弁
護士制度**を覚えておいてください。

● 休日・夜間も留守番電話で
受け付けております

☎06-6363-0080

大阪弁護士会

総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会館



- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

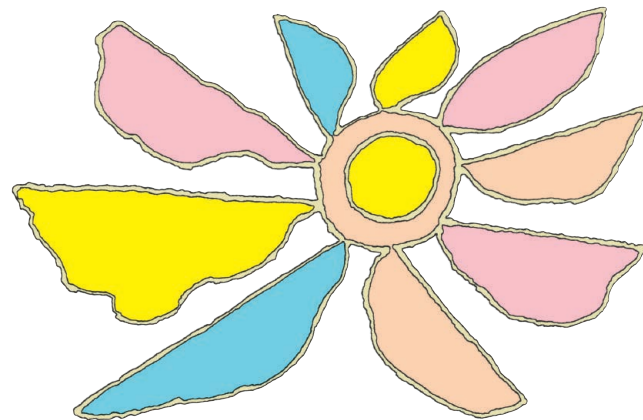


携帯電話からのアクセスはこちら →

パソコンからは <http://www.osakaben.or.jp>

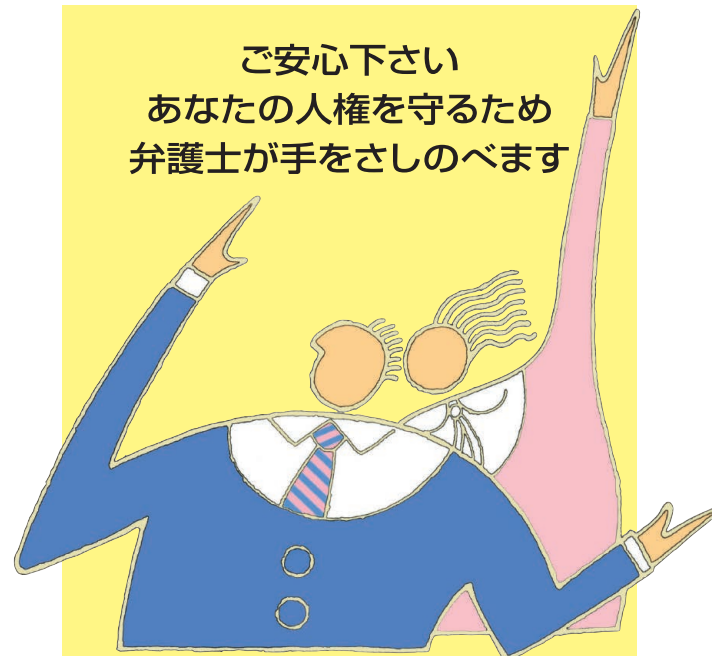
2019.04. 5,000

当番弁護士制度



「もし逮捕・勾留されたら……!?!」

ご安心下さい
あなたの人権を守るため
弁護士が手をさしのべます



☎06-6363-0080

逮捕・勾留された人に!

当番弁護士制度

電話一本で弁護士が無料で直ちに駆けつけます。

なお、相談したいだけの場合でも、
私選弁護人紹介の申出として対応します。

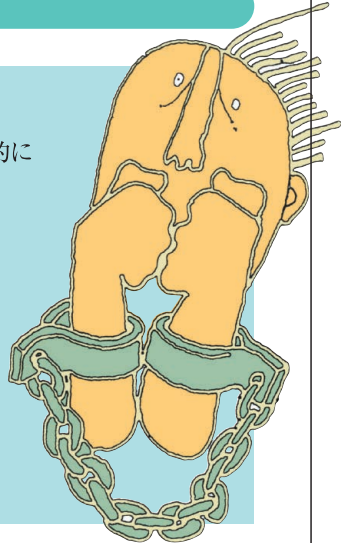
当番弁護士制度について

Q1.

警察に逮捕・勾留された場合、具体的にどうすればよいのですか?

A

警察の人に「当番弁護士を呼んでください」と言ってください。
検察庁や裁判所での取り調べや勾留質問の場合も同じで、
検察官や裁判官に伝えてください。



Q2.

休日や夜間でも構わないのですか?
また他の県ではどうなりますか?

A

休日や夜間でも留守番電話で対応し、当番弁護士へ連絡されます。
また、この当番弁護士制度は、全国の弁護士会で実施されていますので、各地域の弁護士会から当番弁護士が派遣されます。



Q3.

逮捕・勾留された本人以外の者でも依頼できるのですか?



A

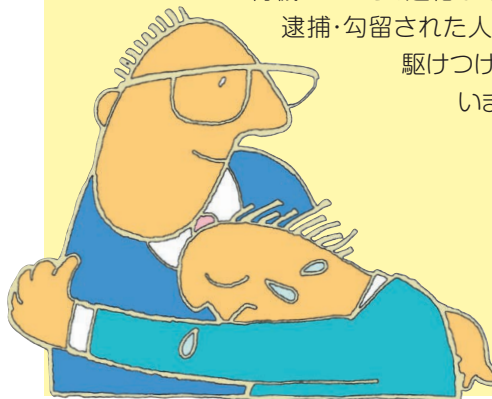
はい。
家族・友人・会社の同僚など、どなたでも依頼できます。
大阪弁護士会の当番弁護士受付
(電話06-6363-0080)へ、
直接電話して下さい。

Q4.

「大阪弁護士会」に連絡してもらった後はどうなりますか?

A

連絡があった日の当番となっている弁護士が事務所待機しており、連絡があり次第、直ちに逮捕・勾留された人と面会するため駆けつける体制をとっています。



Q5.

面会に来てくれた弁護士さんに対する費用はどうなりますか?

A

1回目の面会は無料です。
面会した弁護士は、逮捕・勾留された人のおかれている立場や権利、今後の見通し、刑事手続の概要についてアドバイスします。



Q6.

面会に来た弁護士さんに弁護を依頼したい場合はどうなりますか?

A

事件を依頼するときには弁償料が必要となりますが、
弁護士とよくご相談下さい。
弁償料を払えない時は国選弁護制度があります。

被疑者国選
弁護制度が
ありますヨ!!

着手金
報酬

